

令和5年度 第1回教育委員会定例会 会議録

1. 日 時 令和5年4月26日（水）
午前10時～午前10時45分
2. 場 所 野辺地町中央公民館
3. 出席委員 新渡幹夫教育長、杉山道彦委員、野坂幸子委員、亀田小織委員
林亨委員
4. 出席職員 （学校教育課） 富吉卓弥課長、向中野純子指導室長、
飯田満課長補佐
（社会教育・スポーツ課） 五十嵐洋介課長、中山直樹主幹
（中央公民館） 濱野裕子館長補佐
5. 傍聴者 1名
6. 会議録署名者 杉山道彦委員、亀田小織委員
7. 会期決定 本日1日
8. 会議に付した事項
 - 行事・事業の報告及び予定について
学校教育課長、社会教育・スポーツ課長、中央公民館長が4月・5月の行事・事業報告及び予定、指導室長が令和4年度町内各校のいじめ及び不登校の現状を説明した。
 - 議案審議
 - ・報告第9号 専決処分した事項の報告について
（小中学校事務の共同実施に係る事務職員の兼務発令の内申について）
学校教育課長より、野辺地町立小中学校共同学校事務室への移行に伴い、令和4年度まで実施していた野辺地町学校事務支援室に係る事務職員の兼務を解く発令について、内申を行う必要が生じたため、専決処分した事項を報告した。
 - ・報告第10号 専決処分した事項の報告について
（小中学校事務の共同学校事務室に係る内申について）
学校教育課長より、令和5年度から運営開始となった野辺地町立小中学校共同学校事務室の兼務発令について、内申を行う必要が生じたため、専決処分した事項を報告した。

- ・ 報告第 1 1 号 専決処分した事項の報告について
(県費負担教職員(講師等)の採用に係る内申について)
学校教育課長より、令和5年4月1日付で採用される県費負担教職員(講師等)について、内申を行う必要が生じたため、専決処分した事項を報告した。
- ・ 報告第 1 2 号 専決処分した事項の報告について
(県費負担教職員(講師等)の採用に係る内申について)
学校教育課長より、令和5年4月17日付で採用される県費負担教職員(講師等)について、内申を行う必要が生じたため、専決処分した事項を報告した。
- ・ 報告第 1 3 号 専決処分した事項の報告について
(野辺地町教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の制定について)
学校教育課長より、教育委員会部局の個人情報の取扱いに関して、「野辺地町個人情報保護条例」を準用してきたが、同条例の廃止に伴い、「野辺地町教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則」を廃止する必要が生じたため、専決処分した事項を報告した。
- ・ 報告第 1 4 号 専決処分した事項の報告について
(学校評議員の委嘱について)
学校教育課長より、令和5年4月1日付で町内小学校に学校評議員を配置するため、専決処分した事項を報告した。
- ・ 報告第 1 5 号 専決処分した事項の報告について
(学校運営協議会委員の任命について)
学校教育課長より、令和5年4月1日付で野辺地中学校に学校運営協議会委員を配置するため、専決処分した事項を報告した。
- ・ 報告第 1 6 号 専決処分した事項の報告について
(社会教育主事の解除について)
社会教育・スポーツ課長より、野辺地町教育委員会事務局に置いている社会教育主事を令和5年3月31日付で解除する必要が生じたことから、専決処分した事項を報告した。